

大飯3・4号炉の運転を高裁判決が出るまで停止せよ

1月14日 大阪高裁に「執行停止」を申立

高裁判決が出るまで、大飯原発3・4号の運転を止めるよう求めて、1月14日福井県、岐阜県、関西各府県の14名が大阪高裁へ「執行停止」の申立を行った。翌15日関電は大飯4号炉を起動させた。しかし「執行停止」の決定が出れば直ちに停止となり、高裁判決まで原発を動かすことができなくなる。大阪高裁に早期決定を求めよう。

○申立人と代理人弁護士は記者会見で「高裁は早急に執行停止の決定をすべき」と訴え

申立後直ちに裁判所記者クラブで緊急の記者会見を行った。弁護士は「12月4日大阪地裁判決に対し17日に国が控訴したため、大飯3・4号炉の設置変更許可は生きている。今、その効力を止めるため申立を出してきた。関電は大飯4号を動かそうとしている。高裁は早急に執行停止の決定を出すべきだ」と訴えた。また、「申立の趣旨は地裁判決で基本的に証明されているので、数回の審尋で決定が出るだろう」と述べた。



申立人で原告共同代表の小山さんは「関電は大飯4号炉を起動しようとしている。12月16日原子力規制委員会は地裁判決を否定する見解を出し、その見解を持って国は福井県に説明に行ったり、判決で国が違反しているとした耐震審査ガイドを書き換えてしまおうとしている。これらにストップをかけたい」と述べた。同じくアイリーンさんは「関電は耐震性の安全の保障のない原発を動かそうとしている。地震は待ってくれないので危険だ」と訴えた。宮城から移住した申立人は「福島原発事故後に作られた耐震審査ガイドに国が違反した。そのことを地裁に続き高裁も認めてくれると信じる」と述べた。

○「執行停止」は、地裁判決を踏まえ緊急の必要に基づき提起

12月4日大阪地裁は、大飯3・4号炉の耐震性の審査に「看過しがたい過誤、欠落がある」として設置変更許可を取り消すとの判決を出した。国は12月17日に大阪高裁に控訴し、判決が確定しないため関電は大飯3・4号炉を運転することが法的に可能になった（実際1月15日関電は大飯4号炉を起動させた）。

しかし地裁判決により、大飯3・4号炉は設置変更許可について「安全上支障がない」とはいえない。殊に、地裁判決が違法であると認定したのは耐震設計に関する基準地震動を作成するに当たり行われた地震モーメントの設定についてである。地震はいつ、どこで起こるかについて予測は不可能であり、本件各原発を関電が想定している基準地震動（856ガル）を超える地震動が襲う可能性は否定できない（ばらつきとして、標準偏差1σを考慮した場合、地震動は1150ガルと評価すべき事になる）。申立人らは明日にでも、本件各原発にかかる原子炉事故等がもたらす災害により生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受ける可能性があるというべきであり、そのような損害を避けるには、本件各原発の運転を認める本件処分（設置変更許可処分）の効力を停止し、関電が法的に運転できないようにする緊急の必要がある。――「執行停止の申立書」より
大阪高裁に「執行停止」の早期決定を求めよう。 （美浜の会ニュース168号より）